

26年度改正に向けて 税制改正要望決まる

7月29日に開催された幹事会で、平成26年度税制改正に関する要望、都政に関する要望が決定した。この要望書を基軸とし陳情活動を開始した。(陳情関連一面参照)

東京会が機関決定した「平成26年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」を基に48単位税政連の意見を集約し作成した。政策委員会(宮本雄司委員長)は48単位税政連に対し、アンケートを実施。ア

ンケート結果の中で、特に回答・意見が多かったものは、今年度も「土地建物等の譲渡所得に対する課税方法の譲渡所得から総合課税に変更し損益通算及び繰越控除を認めること。また、不動産所得に係る損益通算の特例は廃止すること」の所得税法に関する項目であった。

- I 個別税法改正項目
- 1 土地建物等の譲渡所得に対する課税方法を分離課税から総合課税に変更し損益通算及び繰越控除を認めること。また、不動産所得に係る損益通算の特例は廃止すること。
 - 2 役員給与の損金不算入規定を見直すこと。
 - 3 消費税関係
 - (1)税率引き上げに伴い、行う必要がある。
 - 行う必要がない。

消費税額の適正な課税の実現を図るため諸規定を見直すこと。とくに予測性が求められる規定(選択届出制)については、課税の公平が損なわれる虞があるため早急に整備すること。

- ①基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定する納税義務免除の制度を廃止し、新たに小規模事業者に配慮した申告不要制度又は基礎税額控除制度を創設すること。
- ②簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること。
- 5 報酬に係る復興特別所得税の源泉徴収制度の簡

素化を図ること。【相続税関係】
6 金銭又は延納による納付困難要件の判定から納税者固有の財産の範囲を除外すること。
7 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、雇用維持要件に関する事項の見直しを図ること。

- 1 税制の企画立案手続の公正性・透明性を確保すること。
- 2 国税通則法第1条(目的)に「納税者の権利利益に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること。
- 3 社会保障と税制の一体改革については、給付付き税額控除を導入し効率性の社会給付を行うこと。共通番号制度に

については第三者機関(特定個人情報保護委員会)によりセキュリティ・チェックを厳格に行い、国民に定着し信頼を得るまでは利用範囲の拡大を図らないこと。
4 国税不服審判所を、より公正な審議を行うことができる機関とすること。

向上を図る観点から、関係者等の意見も考慮しながら、税理士法の改正を視野に入れて、その見直しに向けて引き続き検討を進める。」
◆議員のコメント◆
平沢勝栄議員(東京17区・自民党)「今日(8月7日)これから野田毅・党税調会長に会うことになってるので、このチラシを届ける。」
石原伸晃議員(東京8区・自民党)「関係者の意見調整ができたら法案作成・国会審議のレールに乗せることができる。」

税理士法改正の動向① 第一波国会陳情を実施

本連盟は8月7日、東京税理士会と合同で東京選出の衆参国会議員に対し税理士法改正に関する第一波陳情を実施した。この陳情は、日本税理士会連合会と日本税理士政治連盟の連名で「臨時国会開会の際に陳情

を実施されたい」との要請を受けて実施したものである。各議員には、別紙の「税理士法改正の必要性について」と題するチラシと「税理士制度の見直しの経緯と改正要望の趣旨」(A4版

論説

去る7月21日に実施された参議院議員選挙の結果、自公の政権与党が大勝した。今回の選挙結果は自公政権となってから6カ月を経過する間、アベノミクスといわれる経済政策が矢継ぎ早に実施された後に行われただけに、安倍政権支持の表れであると評価されるものも頷けるというものである。

この中で、今回の選挙により、参議院の議席数は、自民党が非改選と合わせて115、自公を合わせた133となり、「ねじれ国会」は解消され、「決められる政治」になったといわれる。

参議院選挙の結果と 今後の税政連活動

は、国民各層、とりわけ立法府の理解と賛同を得られなければ、その改正は実現しない。このため、本連盟は、参議院議員選挙により新布陣となった関係国会議員に対して、臨時国会の最終日(8月7日)に、税制・税理士法改正について一斉に陳情

を行ったところである。税制改正では、特に「土地建物等の譲渡所得の損益通算」は、土地建物の売買の活性化を誘因し、経済の活性化にもつながるものであることを強調し、議員の理解を求めた。

「検討事項」として明記されなかった。しかしながら、自公による平成25年度税制改正大綱の「検討事項」において、「関係者等の意見を考慮しながら、税理士法の改正を視野に入れて、その見直しに向けて引き続き検討を進める。」とされた。

また、トピックス的な問題としてTPPにおける「資格の相互承認」があるが、政府による検討推移を見守り、必要に応じて、所要の活動を行う必要がある。

本連盟は、今後も東京税理士会、日税連、日税政と連携しつつ、積極的な活動を展開する。会員におかれては、税政連活動をご自身の問題と自覚され、税政連活動に積極的に参画されるようお願いいたします。

すなわち、税理士法改正は、政権与党である自公の共通認識として明記され、公表されたのであり、この意義は大きい。しかし、改正の前提として、「関係者等の意見を考慮しながら」とされていることから、日税連は、税理士法改正につ

税理士法改正の必要性について

税理士制度は、国民・納税者にとってなくてはならない重要な制度です。

税理士制度の淵源である税務代理士法は、昭和17年に制定され、70年の歴史と伝統を持ち、我が国の財政及び経済社会にとって重要な役割を担っております。現在、73,000人を超える税理士を擁し、国民の間に定着した、なくてはならない重要な制度です。

公認会計士、弁護士に対して「**税理士資格**」を自動付与する制度の**廃止**を訴えます。

公認会計士または弁護士に税理士の資格を付与するにあたっては、税法または会計科目に合格する等の一定の能力担保措置を講ずるべきです。それは、より一層納税者の信頼に応える制度の構築のため必要不可欠な改正です。

よって、税理士法第3条第1項3号・4号及び第2項を廃止し、無条件に資格を付与される現在の制度を改めるべきです。

税理士の資格取得制度改正は、業界問題ではなく、**制度問題**です。

本来、各々の業界がその使命や業務に専念できるよう、制度問題として法改正を行わなければなりません。

平成26年通常国会での**税理士法改正の実現**を目指しています。

日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

本連盟は、今後とも東京税理士会、日税連、日税政と連携しつつ、積極的な活動を展開する。会員におかれては、税政連活動をご自身の問題と自覚され、税政連活動に積極的に参画されるようお願いいたします。

- 1 税理士の業務に関する規定
- 2 補助税理士制度のあり方
- 3 事務所設置の適正化
- 4 報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定の見直し
- 5 税理士の資格取得に関する規定
- 6 受験資格要件の緩和
- 7 税理士の信頼性の確保に関する規定
- 8 研修受講の義務化
- 9 経済的弱者に対する税務支援への従事義務化
- 10 税理士証票の定期的交換
- 11 税理士が行う租税教育への取り組みの規定整備
- 12 会費滞納者に対する処分の強化
- 12 通知弁護士等の公示等